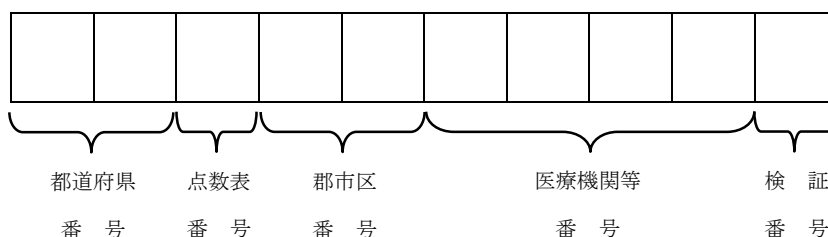


## 別紙 21 医療機関等コードの入力規則

「医療機関基本情報」画面における「機関コード」及び「併設医療機関コード」、並びに「指定申請者情報」画面における「訪問看護ステーションコード」の3項目（以下「医療機関等コード」という。）における入力規則を、以下のように定める。

1. 医療機関等コードは、次のように、都道府県番号2桁、点数表番号1桁、郡市区番号2桁、医療機関等番号4桁、検証番号1桁の計10桁の算用数字を組み合わせたものとする。都道府県番号については、当該コードを入力する地方厚生局事務所（都道府県）単位で一意的な値を、また、点数表番号については、「医療機関情報」画面の「種別1」項目にて、「医科」が選択された場合は1、「歯科」が選択された場合は3、「薬局」が選択された場合は4を、「指定申請者情報」画面における「訪問看護ステーションコード」の場合は6を自動的に登録するものとする。また、残り7桁については、システム上、全桁手動での入力を可能とする。



2. 医療機関等コードの重複は不可とする。
3. 医療機関等コードを表示する場合、郡市区番号以降の7桁のみを表示するものとする。また、医療機関等コードを指定して検索処理を行う場合は、郡市区番号以降の7桁のコード値のみを指定するものとし、当該コード値に基づいた検索処理を行うものとする。なお、全国参照機能を用いない場合、地方厚生局事務所に所属する利用者は、原則、当該地方厚生局事務所（都道府県）に合致する都道府県番号の情報についてのみ、検索・表示可能とする。
4. 医療機関等番号について、「医療機関情報」画面の「種別1」項目にて、「医科」が選択された場合は1,000から2,999、「歯科」が選択された場合は3,000から3,999、「薬局」が選択された場合は4,000から4,999の範囲の番号のみ入力可能とする。また、「指定申請者情報」画面の「訪問看護ステーションコード」を入力する場合は、9,000から9,499の範囲の番号のみ入力可能とする。なお、いずれの場合においても、中2桁、または、下2桁が90となる番号は入力不可とする。ただし、同一の郡市区番号において、上記の範囲の番号が全て登録されている場合は、5,000から8,999の範囲の番号も入力可能とする。
5. 検証番号は、次により算出した番号のみ入力可能とする。（ただし、「訪問看護ステーションコード」に限り、警告メッセージを表示するものの、当該番号以外の番号の入力を可能とする。）
  - (1) 都道府県番号、点数表番号、郡市区番号及び医療機関番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
  - (2) (1)で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は1桁目と2桁目の数字の和とするものとする。
  - (3) 10と(2)で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例

都道府県 番 号	点数表 番 号	郡市区 番 号	医療機関等 番 号	
3 4	1	0 7	1 2 3 ⑥	← 起点
× ×	×	× ×	× × × ×	
4 1	2	1 2	1 2 1 2	
$6 + 4 + 2 + 0 + (1 + 4) + 1 + 4 + 3 + (1 + 2) = 28$				
○10 - 8 = 2 . . . . . 検証番号				
○医療機関等コード            07、1236、2				

6. 郡市区番号、並びに医療機関等番号の上1桁の計3桁が入力された際に、上記2,3の条件に合致する番号のうち、最小の医療機関等番号3桁を、また、上記4の条件により算出される検証番号を、「機関コード」、「併設医療機関コード」、及び「訪問看護ステーションコード」項目内に表示すること。